



# 鳥取県公報

平成16年12月7日(火)  
第7644号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の就任 (971) (西部総合事務所農林局) ..... 1
	土地改良区の役員の就退任 (972) ( " ) ..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (973) (協働推進室) ..... 2
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に 必要な資格等 (974) (企画防災課) ..... 3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (79) .....12
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ...12

## 告 示

### 鳥取県告示第971号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

就任した役員の氏名及び住所

理 事 野 坂 利喜雄 米子市石州府433

平成16年3月9日就任 任期平成17年7月26日まで

### 鳥取県告示第972号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 儀 雄 西伯郡中山町塩津905 - 2

" 坂 根 一 雄 西伯郡中山町下市43

" 天 島 稔 西伯郡中山町高橋120

" 高 塚 典 正 西伯郡中山町殿河内469

〃 林 原 博 壽 西伯郡中山町岡592  
〃 高 見 忠 昭 西伯郡中山町塩津 5  
〃 渡 辺 幸 成 西伯郡中山町下甲434  
〃 永 見 房 雄 西伯郡中山町住吉120 - 1  
〃 岡 崎 恭 介 西伯郡中山町住吉388 - 6  
〃 柏 尾 正 志 西伯郡中山町高橋278  
〃 福 本 富 雄 西伯郡中山町上市45  
〃 津 村 信 重 西伯郡中山町退休寺213  
監 事 野 間 護 西伯郡中山町殿河内430  
〃 福 本 則 夫 西伯郡中山町上市37  
平成16年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 儀 雄 西伯郡中山町塩津905 - 2  
〃 坂 根 一 雄 西伯郡中山町下市43  
〃 天 島 稔 西伯郡中山町高橋120  
〃 高 塚 典 正 西伯郡中山町殿河内469  
〃 林 原 博 壽 西伯郡中山町岡592  
〃 高 見 忠 昭 西伯郡中山町塩津 5  
〃 渡 辺 幸 成 西伯郡中山町下甲434  
〃 石 井 一 義 西伯郡中山町住吉112  
〃 岡 崎 恭 介 西伯郡中山町住吉388 - 6  
〃 柏 尾 正 志 西伯郡中山町高橋278  
〃 福 本 富 雄 西伯郡中山町上市45  
〃 増 山 弘 寿 西伯郡中山町退休寺130  
監 事 野 間 護 西伯郡中山町殿河内430  
〃 福 本 則 夫 西伯郡中山町上市37  
平成16年4月1日就任 任期平成19年3月31日まで

## 鳥取県告示第973号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年1月26日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成16年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 大きな樹「友だち村」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
竹森 民枝

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市駄経寺町212 - 5

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、在宅精神障害者や高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第974号**

平成17年度及び平成18年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成16年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のケ又はコに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にとっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者にとっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にとっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

## 2 申請手続

## (1) 提出書類

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書及び同契約が完了したことを証する書類

オ 法人にとっては平成16年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書、完成測量（業務、調査）原価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にとっては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成測量（業務、調査）原価報告書

カ 法人にとっては商業登記簿の謄本、個人にとってはその者の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

- キ 1の(5)の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書
- ク 入札の参加等の権限の委任状(年間を通じて委任する場合に限る。)
- ケ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。コにおいて同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。コにおいて同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(いずれも平成16年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。)
- コ ケに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の3)、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)(いずれも平成16年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。)

#### (2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

平成16年12月7日(火)から平成17年1月31日(月)までの日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの日(休日を除く。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

#### (3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年1月31日(月)の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

#### (4) 提出先

鳥取県県土整備部企画防災課企画係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7499)

#### (5) その他

この公告に記載されていない事項については平成17年度及び平成18年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、原則として、平成16年12月7日(火)から平成17年1月31日(月)までの間にインターネットホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、1部240円で次により販売するものとする。

#### ア 販売期間及び時間

(2)に掲げる期間及び時間とする。

#### イ 販売場所

財団法人鳥取県建設技術センター(〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目23 電話0858-26-6051)

### 3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成16年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

### 4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成19年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成19年度及び平成20年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成19年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日



様式第1号

測 量 等 業 務 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

受付番号  
※記入不要

鳥取県知事

様

平成17年度及び平成18年度において、鳥取県で行われる測量等業務に係る入札に参加したいので、次のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号																				
住所又は主たる所在地																				
(フリガナ)																				
(フリガナ)																				
(フリガナ)																				
電話番号																				
ファクシミリ番号																				
(フリガナ)																				
営業所登録の有無	有	無	※「有」の場合、様式第3号により登録すること。																	

印

有・無

様式第2号

総 括 表

<希望業務の確認>

希望業種	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務	地質調査業務	補償関係コンサルタント業務
希望	測量一般	測量一般	測量一般	測量一般	測量一般
	地図の調整	航空測量	建築一般	建築一般	建築一般
		意匠	構造	構造	構造
		暖冷房	衛生	衛生	衛生
		電気	建築積算	建築積算	建築積算
		機械積算	電気積算	電気積算	電気積算
		調査	河川・砂防及び海岸	河川・砂防及び海岸	河川・砂防及び海岸
			港湾及び空港	港湾及び空港	港湾及び空港
			電力土木	電力土木	電力土木
			道路	道路	道路
			鉄道	鉄道	鉄道
			上水道及び工業用水	上水道及び工業用水	上水道及び工業用水
			下水道	下水道	下水道
			農業土木	農業土木	農業土木
			森林土木	森林土木	森林土木
			水産土木	水産土木	水産土木
			造園	造園	造園
			都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画
			地質	地質	地質
			土質及び基礎	土質及び基礎	土質及び基礎
			鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
			トンネル	トンネル	トンネル
			施工計画・施工設備及び積算	施工計画・施工設備及び積算	施工計画・施工設備及び積算
			建設環境	建設環境	建設環境
			建設機械	建設機械	建設機械
			電気・電子	電気・電子	電気・電子
			交通量調査	交通量調査	交通量調査
			環境調査	環境調査	環境調査
			経済調査	経済調査	経済調査
			分析・解析	分析・解析	分析・解析
			宅地造成	宅地造成	宅地造成
			電算関係	電算関係	電算関係
			計算業務	計算業務	計算業務
			資料等整理	資料等整理	資料等整理
			施工管理	施工管理	施工管理
			地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務
			土地調査	土地調査	土地調査
			土地評価	土地評価	土地評価
			物件	物件	物件
			機械工作物	機械工作物	機械工作物
			営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
			事業損失	事業損失	事業損失
			補償関連	補償関連	補償関連
			不動産鑑定	不動産鑑定	不動産鑑定
			登記手続等	登記手続等	登記手続等

注意事項 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。  
 2 「建築関係建設コンサルタント業務」の「建築一般」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。  
 3 「補償関係建設コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。  
 4 「希望」の欄には、入札参加を希望する業務に○印を記入すること。



様式第3号

登 録 所 営 業 所 一 覧 表

指名 通知 先	測量	建築関係建設 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント

営業所(その1)  契約権限 有 無	郵便番号								
	所在地								
	(フリガナ)名								
	(フリガナ)代表者職氏名	(氏名)							印
	電話番号	電子メールアドレス							
ファクシミリ番号	電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無								

営業所(その2)  契約権限 有 無	郵便番号								
	所在地								
	(フリガナ)名								
	(フリガナ)代表者職氏名	(氏名)							印
	電話番号	電子メールアドレス							
ファクシミリ番号	電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無								

記載要領

- 1 契約権限の有無に○印を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。
- 2 「指名通知先」の欄には、申請する業種ごとに指名通知先として希望する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は、認めない。

様式第4号 (総ページ数) \_\_\_\_\_ (当該頁) \_\_\_\_\_ 中の \_\_\_\_\_  
 測 量 等 業 務 実 績 調 査 書

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月
					千円			年	月

記載要領

- 1 主たる事務所又は登録営業所ごとに、入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
- 2 平成15年4月1日から申請日までの間に契約した業務が完了し、成果品を納入した業務について、成果品について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第79号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する

平成16年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,879
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,990
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,443
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,563
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,174
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,110
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,010
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,512
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,037
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,137
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,988
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,674

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更

予定の告示（平成16年11月12日付鳥取県告示第885号）の内容

（告示の内容）

（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

駒 場 清太郎	日野郡日南町新屋字野組1848の6
山 浦 萬太郎	"
長谷川 徳 蔵	"
長谷川 豊治郎	"
村 本 善太郎	"
坂 田 吉太郎	"
恵比良 喜代蔵	"
山 浦 作太郎	"
藤 田 芳五郎	"
秋 末 丑太郎	"
榎 尾 茂市郎	"
山 田 長 重	"
倉 間 り ゆ	"
駒 場 常太郎	"
坪 倉 富三郎	"
松 尾 長 蔵	"
増 田 米 市	"
松 尾 康	"
出 垣 富三郎	"
増 原 す み	"
松 尾 栄太郎	"
増 浦 芳太郎	"
増 原 ぜ ん	"
木 山 茂 美	"
埜 田 友 平	"
松 本 柔次郎	"
松 本 仲 治	"
三 澤 徳次郎	"
森 觀 蔵	"
出 垣 嶺 一	"
出 垣 関 松	"
松 岡 興三郎	"
松 岡 傳次郎	"
名 越 繁 雄	"
名 越 峯太郎	"
山 浦 甚太郎	"
駒 場 清太郎	日野郡日南町新屋字野組1848の23（次の図に示す部分に限る。）
山 浦 萬太郎	"
長谷川 徳 蔵	"

長谷川 豊治郎	〃
村 本 善太郎	〃
坂 田 吉太郎	〃
恵比良 喜代藏	〃
山 浦 作太郎	〃
藤 田 芳五郎	〃
秋 末 丑太郎	〃
榎 尾 茂市郎	〃
山 田 長 重	〃
倉 間 り ゆ	〃
駒 場 常太郎	〃
坪 倉 富三郎	〃
松 尾 長 蔵	〃
増 田 米 市	〃
松 尾 康	〃
出 垣 富三郎	〃
増 原 す み	〃
松 尾 栄太郎	〃
増 浦 芳太郎	〃
増 原 ぜ ん	〃
木 山 茂 美	〃
塔 田 友 平	〃
松 本 条次郎	〃
松 本 仲 治	〃
三 澤 徳次郎	〃
森 觀 藏	〃
出 垣 嶺 一	〃
出 垣 関 松	〃
松 岡 興三郎	〃
松 岡 傳次郎	〃
名 越 繁 雄	〃
名 越 峯太郎	〃
山 浦 甚太郎	〃
船 越 定 治	日野郡日南町新屋字野組1854
船 越 定 治	日野郡日南町新屋字野組1855
比 田 角太郎	日野郡日南町新屋字野組1857
夏 目 た け	日野郡日南町新屋字野富1868
長 尾 有 實	日野郡日南町新屋字高橋山1871
尾 川 喜 作	日野郡日南町新屋字平吹1872
有限会社美保産 業 代表者	日野郡日南町上石見字山根鉄山所1263
長谷川 庫 蔵	日野郡日南町上石見字正力ク1283
後 藤 角太郎	〃

藤 定 近 蔵	〃
藤 本 四 郎	日野郡日南町上石見字山根奥1284の16
清 水 隆 美	日野郡日南町中石見字中大倉山1548の1
槇 原 保 雄	〃
山 形 正 清	日野郡日南町花口字大原山1989の2 (次の図に示す部分に限る。)
安 達 源 治	〃
新 田 武 一	〃
平 田 廣 治	〃
渡 邊 民 久	〃
池 田 優	〃
福 村 重 隆	〃
達 磨 好 雄	〃
新 田 勲	〃
山 形 一 男	〃
北 村 力 藏	〃
柴 田 唯 雄	〃
中 村 喜 八	〃
矢 吹 達 行	〃
出 川 源 次 郎	〃
槇 原 磯 吉	〃
田 後 穰	日野郡日南町花口字花口東山1995の25
田 後 穰	日野郡日南町花口字花口東山1995の27から1995の31まで
田 邊 幹 夫	日野郡日南町花口字花口東山1995の134
新 田 壽 美	〃
中 村 竹 子	〃
宇 田 秀 蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3084の2 (次の図に示す部分に限る。)
小 谷 卯 平	〃
佐 伯 藤 太 郎	〃
宇 田 松 蔵	〃
小 谷 峯 蔵	〃
木 元 源 太 郎	〃
庄 原 弥 太 郎	〃
中 田 治 太 郎	〃
庄 原 右 太 郎	〃
田 枝 武 義	〃
福 田 久 亀	〃
小 谷 真 市	〃
荒 木 宏 寿	〃
後 藤 菊 野	〃
小 谷 一 正	〃
西 川 君 代	〃
中 田 周 太 郎	〃
花 本 善 太 郎	〃

中 田 近治郎	〃
中 田 忠 平	〃
山 田 要治郎	〃
勝 部 雅 義	〃
佐 伯 仁	〃
宇 田 秀 蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3084の4 (次の図に示す部分に限る。)
小 谷 卯 平	〃
佐 伯 藤太郎	〃
宇 田 松 蔵	〃
小 谷 峯 蔵	〃
木 元 源太郎	〃
庄 原 弥太郎	〃
中 田 治太郎	〃
庄 原 右太郎	〃
田 枝 武 義	〃
福 田 久 亀	〃
小 谷 真 市	〃
荒 木 宏 寿	〃
後 藤 菊 野	〃
小 谷 一 正	〃
西 川 君 代	〃
中 田 周太郎	〃
花 本 善太郎	〃
中 田 近治郎	〃
中 田 忠 平	〃
山 田 要治郎	〃
勝 部 雅 義	〃
佐 伯 仁	〃
宇 田 秀 蔵	日野郡日南町神戸上字桑平山3085 (次の図に示す部分に限る。)
小 谷 卯 平	〃
佐 伯 藤太郎	〃
宇 田 松 蔵	〃
小 谷 峯 蔵	〃
木 元 源太郎	〃
庄 原 弥太郎	〃
中 田 治太郎	〃
庄 原 右太郎	〃
田 枝 武 義	〃
福 田 久 亀	〃
小 谷 真 市	〃
荒 木 宏 寿	〃
後 藤 菊 野	〃
小 谷 一 正	〃

西 川 君 代	〃
中 田 周太郎	〃
花 本 善太郎	〃
中 田 近治郎	〃
中 田 忠 平	〃
山 田 要治郎	〃
勝 部 雅 義	〃
佐 伯 仁	〃
伊 田 忍五郎	日野郡日南町神戸上字桑平隠地山3195
木 元 源太郎	〃
庄 原 弥太郎	〃
中 田 治太郎	〃
山 田 要治郎	〃
宇 田 源太郎	〃
佐 伯 藤太郎	〃
宇 田 秀 蔵	〃
小 谷 友次郎	〃
福 田 栄 文	日野郡日南町神戸上字隠地3273
伊 田 梅太郎	〃
小 谷 文太郎	〃
槇 原 兼三郎	〃
田 辺 多三郎	〃
宇 田 源太郎	〃
山 岡 久三郎	〃
小 谷 亀太郎	〃
田 川 と み	〃
槇 原 兼三郎	日野郡日南町神戸上字大倉山3331
伊 田 梅太郎	〃
福 田 栄 文	〃
小 谷 文太郎	〃
田 辺 多三郎	〃
宇 田 源太郎	〃
山 岡 久三郎	〃
小 谷 亀太郎	〃
金 田 繁 義	〃
田 辺 一 海	〃
田 川 と み	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課